

### マイナンバーカード交付の休日窓口を開設します

要予約

〈日時〉 7月2日(日)、午前9時～午後4時  
〈場所〉 市民課マイナンバー担当(本庁舎1階)

〈対象者〉 個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書が届いた方  
\*マイナンバーカードの受け取りは、事前に電話予約が必要です。予約は随時受け付けますので、電話で下記へ

市民課マイナンバー担当  
☎940-8604



### 越谷しらべと基金運営委員を募集します

越谷しらべと基金は、快適で活力ある魅力的なふるさとづくりを目指して、自主的・主体的に活動している市民団体等に事業費の一部を助成しています。

〈対象〉 市内在住の満18歳以上で、市のほかの公募委員でない方若干名  
〈申込み〉 6月14日(水)まで

委員には、助成事業に係わる助成対象・助成額等に関する意見交換と、申請団体への助言を行っていただきます。任期は7月1日から2年間です。

市立図書館と市内各図書室(北部図書室、南部図書室、中央図書室)の新刊雑誌のカバー等に掲載する広告を募集しています。

### 図書館の雑誌のカバー等に広告を掲載しませんか ~雑誌スポンサー募集~

〈対象〉 企業、商店、団体など  
〈申込み〉 申込書に広告案、企業等の概要が分かるものを添えて、直接市立図書館へ。申込書は市立図書館で配布しているほか、市立図書館ホームページ(<http://lib.city.koshigaya.saitama.jp/>)から印刷できます。詳しくは市立図書館ホームページをご覧ください。か、左記へお問い合わせください。  
市立図書館 ☎965-22655 (月曜日休館)

### 平成29年度 広島平和記念式典参加者を募集します

市では、戦争の悲惨さや平和の尊さを後世に伝える平和事業として、広島市で毎年行われている「平和記念式典」への参加者を募集します。

〈日程〉 8月5日(土)～6日(日)(1泊2日)

〈場所〉 広島県広島市  
〈内容〉 平和記念式典参加、平和記念資料館・原爆ドーム等の見学

〈対象〉 この事業に参加したことがない市内在住の中学生15人(公立・私立、学年等不問)

〈費用〉 昼食2回分程度。交通費、宿泊費、夕朝食費は市が負担

〈申込み〉 6月23日(金)までに、住所・氏名・性別・電話番号・学校名と学年を記入した応募用紙(市役所総合受付・総務課・各地区センターで配布するほか、市ホームページから印刷できます。任意の用紙でも可)と「原爆の子の像について」をテーマとする作文(字数制限なし)を直接または郵送で総務課(本庁舎2階)へ。詳しくは、応募用紙または市ホームページをご覧ください

〈選考〉 7月2日(日)、午前10時から(午前9時15分から受付)、市役所本庁舎5階第1委員会室で抽選を行いますので、本人または家族の方がご参加ください。連絡がなく抽選会に欠席した場合は、棄権となります

\*平和記念式典は、例年、早朝から炎天下で行われます。また、終了後に感想文の提出があります  
☎964-2111 (代表)



### 傍聴する

◆越谷市地域包括ケア推進協議会  
7月5日(水)、午後7時30分

### 縦覧

◆越谷市国民健康保険運営協議会  
6月29日(木)、午後2時から  
6月23日(金)～7月7日(土) 川美南駅周辺地域土地地区画整理事業環境影響評価書の縦覧を行います。

### 7月の市民課の休日窓口は7月2日(日)です

7月2日(日)は、市民課の休日窓口を開設します。マイナンバーカードの受け取りや、各種申請書の受付を行います。

### 臨時市議会が開かれました

4月27日、市役所議場で臨時市議会が開かれ、市長提出6議案が可決されました。詳しくは市議会ホームページをご覧ください。

### 6月議会が開かれています

6月定例会が6月1日から市役所議場で開かれています。  
6月1日 開会  
2日 市長提出議案の説明  
3日～4日 休日のため休会  
5日～6日 議案調査のため休会  
7日～9日 市政に対する一般質問  
10日～11日 休日のため休会  
12日 市政に対する一般質問  
13日 市長提出議案の質疑  
14日～16日 各常任委員会  
17日～18日 休日のため休会  
19日 各常任委員会  
20日 質疑・討論・採決  
閉会  
◆議案について…法務課 ☎963-9130、▽議会について…議会事務局 ☎963-9261

### 本人通知制度をご利用ください

本人通知制度は、住民票の写しや戸籍証明書等を本人以外の第三者に交付した場合に、その事実を文書でお知らせする制度で、利用には事前登録が必要です。この制度により、ご自身の情報を守るだけでなく、不正取得を行いたい環境にすることができません。個人情報漏えいの被害を早期に食い止めるため、ぜひ制度をご利用ください。  
\*法令に基づき正当な理由がある場合は、第三者からの請求でも住民票の写し等を交付することとなります